

令和8年度ものづくり魅力発信事業業務委託 仕様書

1 事業目的

大阪市は、製造業事業所数が東京都特別区に次いで全国でも2番目に多く、製造業が大阪の産業振興の下支えをしてきた歴史的背景もあり、現在も製造業が大阪経済の成長の鍵となっている。

令和7年度に2025年日本国際博覧会において、製造業の原点であるものづくりの楽しさやおもしろさ、市内ものづくり企業の技術力や魅力を広く発信し、次世代を担うものづくり人材の裾野の拡大を図ってきたところである。

この成果を一過性のものとすることなく、継続的に市内ものづくり企業の魅力を発信することは、市内製造業ひいては本市の経済成長において重要であることから、本事業を実施する。本事業は、ものづくりの魅力発信イベントや、ものづくり企業の高い技術力を広報する取組を行うことで、優秀な技能者や熟練技能者の認知度の向上や技能の継承をめざすとともに、次世代を担う若手人材の獲得につなげるなど地域経済の活性化を図ることを目的とする。

なお、本事業の実施にあたり、別途、大阪市において本事業への参画予定企業を公募（10社程度、6月上旬公募開始・7月上旬決定予定）することとしており、事業の実施にあたっては、参画予定企業が提示するコンテンツを活かすものとする。

2 履行場所

本市指定場所

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 事業内容

(1) ものづくり魅力発信イベントの企画・実施事業

本事業は、広く市民にもものづくりの楽しさや魅力を実感できる機会を設け、また、市内ものづくり企業の高い技術力や魅力を発信することにより、将来的な市内製造業の発展へ繋げることを目的とする。これまでものづくりに関心がなかった層への参加を促すイベントを企画し実施すること。なお、他のイベントとの共催や出展も可とする。

ア 内容

ものづくりの楽しさや魅力、市内ものづくり企業が有する高い技術力や職人の「すごさ」について伝えるだけでなく、大阪の産業集積や、ものづくりの特色を学ぶことができるものとする。また、ものづくりに関するワークショップを含めた体験型の展示及び催事にする。

※大阪の産業集積やものづくりの特色について来場者に分かりやすく伝えるため、以下の資料も参考とすること。

- ・市内各地域のものづくりの特徴（大阪市ホームページ（以下URL））
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000016051.html>
- ・各区のものづくりの取り組み（大阪市ホームページ（以下URL））
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000538947.html>
- ・大阪の経済2025年版（大阪市ホームページ（以下URL））
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000650179.html>
- ・2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査

(経済産業省ホームページ内「地域別」統計表データ (以下 URL))

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/xls/2024-k4-data.xlsx>

- イ 実施回数・実施時期
実施回数は1回程度とし、実施時期は発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 実施場所
発注者と協議のうえ決定すること。ただし、大阪市内に限る。
- エ イベント参加者からの参加料
原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とするが、その場合は発注者と事前に協議し、承認を得ること。また、その収入は本事業実施にかかる経費に充当すること。

(2) 製造業への理解促進事業

本事業は、広く市民に対し市内ものづくり企業のすごさ、おもしろさ、歴史等についての理解促進を目的に、工場見学を盛り込んだイベントを次のとおり実施すること。

- ア 内容
市内ものづくり企業有する高い技術力や職人の「すごさ」が伝えるとともに、普段立ち入ることが少ない工場への見学を行うことで製造業への理解促進につながる取組とすること。
- イ 実施回数・実施時期
実施回数は2回以上とし、実施時期は発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 実施場所
受注者は、大阪市内においてイベントに必要な会場を確保すること。規模や見学先については、発注者と協議のうえ決定すること。
- エ イベント参加者からの参加料
原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とするが、その場合は発注者と事前に協議し、承認を得ること。また、その収入は本事業実施にかかる経費に充当すること。

(3) 戦略的な情報発信・広報事業

本事業は、市内ものづくり企業の認知度向上及び上記(1)と(2)のイベント集客を目的に、情報発信・広報事業を次のとおり実施すること。

- ア SNSを活用した広報事業
- (7) ものづくり魅力発信事業に係る Instagram 公式アカウント「大阪のものづくりおもろいミライ展」(以下「公式アカウント」とする。)(※)について、効果的な発信の頻度や運用の仕方等、運用の戦略を立案すること。

※ 参考情報

公式アカウントフォロワー数：831人(令和8年3月末現在)

- (イ) 本事業において受注者は、発注者が管理する Instagram 公式アカウントについて、Meta Platforms, Inc. が提供する公式管理ツール (Meta Business Suite) を用い、発注者から付与された権限の範囲内で、市内製造業への興味・関心を喚起し、フォローを促すことを目的としたコンテンツの企画、作成及び月4回以上の投稿(作成・予約・公開を含む。)を行うものとし、当該公式アカウントのログインID及びパスワードを取得又は使用しないものとする。本事業において、発注者が管理する Instagram 公式アカウントは、ビジネスアカウントであるため、受注者は Meta Business Suite へ接続し、受注者が保有又は新規に取得する Meta アカウントにより、

発注者が付与する権限の範囲内で当該公式アカウントへアクセスし、運用を行うものとする。また、受注者の Meta アカウントは多要素認証を有効としたログインを必須とする。

- ① 受注者の持つ発信ノウハウ（情報収集・取材・撮影（写真・動画）・デザイン・広告等）を最大限活用し、Instagram の特性を生かしたものとすること。さらに、ターゲット層に合ったテーマ性あるいは連続性等を持たせ、市内ものづくり企業の認知度向上を図り、市内製造業についての知識を深められる内容にすること。
 - ② 上記（１）と（２）で実施するイベントの告知や来場者募集等に関すること。
- (ウ) 公式アカウントのフォロワー数、表示回数を集計のうえ、発注者に対して毎月報告をすること。また、当該数値の増減等、その推移について分析を行い、発注者に報告すること。なお、集計した数値の推移に基づき、課題があれば受注者の持つノウハウを最大限活用し、解決策を発注者に提案すること。
- (エ) 公式アカウントとは別に新たな SNS アカウントを取得のうえ同アカウントを活用した効果的な広報事業を検討し、発注者と協議のうえ実施すること。また、本アカウントは、事業終了後、発注者に帰属させること。

併せて、新たな SNS アカウントについては、発注者が管理するメールアドレスその他発注者が指定する連絡先情報により開設し、回復用メールアドレス・電話番号等のアカウント回復手段が受注者に依存しない構成とすること。受注者は、委託期間終了時まで、認証情報の引継ぎ手順書（MF A 設定の引継ぎ及びバックアップコード等を含む。）、運用設定（権限設定、連携アプリ及び通知設定等）の一覧及び必要な管理者権限を発注者に移管し、発注者が単独で継続運用できる状態とすること。

- イ アの SNS を活用した広報事業に加えて、テレビ、新聞、ラジオ等の各種マスメディアを活用した効果的な発信媒体・方法により、広告宣伝することも可とする。ただし、事前に発注者と協議し、承認を得ること。

(4) ものづくり企業ネットワーク構築事業

本事業は、市内ものづくり企業が企業間で交流することや交流を通じたビジネス機会の創出を目的に、令和 7 年度「大阪のものづくり おもろいミライ展」に参加した 23 社（別表参照）と本事業に参加する市内ものづくり企業 10 社程度が一堂に会す交流事業を企画・実施すること。

ア 実施時期・実施回数

実施回数は 1 回以上とし、実施時期は発注者と協議のうえ決定すること。

イ 実施場所

受注者は、大阪市内において交流事業に必要な会場を確保すること。規模や会場については、発注者と協議のうえ決定すること。

ウ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とするが、その場合は、発注者と事前に協議し、承認を得ること。また、その収入は本事業実施にかかる経費に充当すること。

(5) 各事業の運営

- ア 自然災害など、やむを得ない理由によりイベントの実施ができないと発注者が認めた場合は、速やかにイベント参加予定者に中止等の通知をすること。

なお、イベントを中止する場合は原則として実施を延期することとし、速やかに別日程への変更手続きを行ったうえ参加者に通知すること。また、これに係る経費につい

ては受注者が負担すること。

- イ 受注者は各事業を円滑に実施できるよう準備を行うこと。イベントへの出演者（謝礼金及び旅費を含む。）及び機材等の手配、各事業者との調整等が必要な場合は、受注者において手続きを行い、資料等の準備も行うこと。
- ウ 受注者はイベント毎にアンケートを作成し、各イベント時若しくは終了後にアンケート調査を実施し、参加者の満足度調査を行うこと。
- エ 事業の効果検証について、出展会場の来場者数を報告するとともに、来場者や参加企業へアンケートを実施し、報告書を作成すること。なお、来場者数のカウント方法やアンケート項目については、発注者と協議・調整のうえ決定すること。
- オ この事業の運営にかかる必要な保険（施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等）に適宜加入すること。なお、保険に関する費用は受注者の負担とする。

5 事業実施体制等の報告

(1) 事業実施体制の報告

本仕様書に定める事業内容を踏まえ、事業を円滑に遂行するために必要な体制を整備するとともに、事業の実施に必要なかつ十分な人員を確保すること。また、受注者は事業実施体制及び連絡体制を契約締結後速やかに書面で発注者へ届け出て、承認を得ること。なお、事業実施体制の変更等や、届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容について改めて発注者へ書面で届け出て、承認を得ること。

また、SNS運用に係る情報セキュリティ管理体制（責任者、運用者、承認者、使用端末の管理方法、緊急時連絡体制及び再委託先がある場合の管理方法等）についてもあらかじめ書面で発注者へ届け出て、承認を得ること。

(2) スケジュール表の作成及び進捗状況の報告

履行完了までのスケジュール表を作成し、発注者の承認を得ること。また、進捗状況について定期的に報告すること。

6 事業実績報告書等の提出物

本事業の事業実績報告書等について、以下のとおり提出すること。なお、各提出物は電子媒体1部（DVD-R等）及び紙媒体2部ずつ提出し、DVD-R等での提出の際には、ウィルスチェックを行うこと。また、報告書の内容については、本市ホームページ等で公開する場合もあるため、関係者に事前に十分説明し、承認を得ておくこと。

(1) 提出物

ア 出展期間中の来場者数報告及びアンケート集計結果

イ 本事業で制作し、発注者が指定した制作物

本事業で制作した展示物や動画等のうち、発注者が指定した制作物を提出することとし、展示物のテキストや動画等の電子データを発注者へ納品する際は、編集可能なデータを含めて納品すること。納入方法等については、発注者と協議・調整のうえ決定すること。

ウ 事業実績報告書

イベント等では記録写真・映像を撮影し、写真を含めた報告書を作成し、提出すること。なお、報告内容については、発注者と協議のうえ提出すること。

また、事業委託終了後も発注者において活用できるよう、発注者に圧縮していない写真（JPEG形式又はPNG形式）・映像データ（MP4形式）を提出すること。

(2) 納入期限
令和9年2月26日(金)

(3) 納入場所
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課ものづくり担当
(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル 0's(オズ)棟南館4階)

7 その他

- (1) 事業を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (2) 事業の円滑な遂行にあたっては発注者と綿密に打合せ等を行うこととし、当該打合せ等に係る議事録については、受注者が速やかに作成し、発注者へ提出のうえ確認を受けること。
- (3) 受注者は、各事業の進捗状況等を踏まえ、事業の課題分析等を行うとともに、発注者に報告し、事業遂行に向けた協議を行うこと。
- (4) 物販や受注者の宣伝広告など、営利目的の行為は禁止する。
- (5) 事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。また、委託事業の遂行上知り得た個人情報及び法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。なお、発注者から提供したデータ若しくは本事業で収集したデータについては、事業完了後、履行期間終了日までに発注者へ返却すること。もし、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (6) 発注者は前項に関して必要がある場合は、立会検査を行うことができる。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、指示に従うこと。
- (8) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って事業の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。なお、当該研修については、主催者を問わないものとする。また、全ての事業完了後、事業報告書に含めて人権問題研修実施報告書を発注者に提出すること。人権問題研修実施報告書の様式は別紙のとおりとする。
- (9) 受注者は、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいや理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (10) 受注者は、本事業の実施にあたっては各種関係法令及び条例等を遵守し、適正な事業運営に努めること。
- (11) 本事業において、提出物等を電子データで提出する際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなど、提出物等に不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。なお、データ形式等については、発注者と十分調整すること。
- (12) 受注者は、SNS運用に用いる端末及びアカウント情報の取扱いについて、不正プログラム対策、OS等の最新化、端末の暗号化及びアクセス制御等、適切な安全管理措置を講ずること。また、再委託等により第三者がSNS運用に関与する場合は、受注者と同等の安全管理措置及び本仕様書に定める報告・引継ぎ等の義務を遵守させ、受注者の責任において管理すること。

(別表)

令和7年度「大阪のものづくり おもしろミライ展」出展企業

企業名	所在区	ホームページ URL
ヴイストーン株式会社	西淀川区	https://www.vstone.co.jp
有限会社電研	生野区	https://denken-aliumiet.co.jp
東洋ビューティー株式会社	中央区	https://www.toyobeauty.co.jp
株式会社現代工業	生野区	https://gendaikogyo.com
株式会社コダマ	生野区	https://www.fm-007.com
株式会社生田	生野区	https://www.randseil.jp
伊藤唐木	生野区	なし
東亜成型株式会社	西淀川区	https://toaseikei.com
株式会社木幡計器製作所	大正区	https://kobata.co.jp
株式会社リゲッタ	生野区	https://www.regeta.co.jp
株式会社ニシト発條製作所	東成区	https://nishito.com
株式会社山岡金型製作所	生野区	https://yamaoka-metal-mold.com
株式会社ミヤワキ	淀川区	https://www.miyawaki-inc.com
サンワード株式会社	天王寺区	https://www.sunward-beban.co.jp
三島屋	北区	https://m-chouchin.jp
株式会社KDP	港区	https://kdp21.com
株式会社センショー	西成区	https://www.sensyo-ltd.co.jp
大阪染織機械株式会社	西淀川区	https://www.osm.so.jp
株式会社光製作所	東成区	https://hikari-ltd.com
株式会社北浜化学	中央区	https://www.kchemi.co.jp
株式会社桃谷紙工所	生野区	https://momodani-shikousho.jp
株式会社三栄金属製作所	生野区	https://sanei-1970.com
安藤製作所	生野区	https://studio-andou.com/about/

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称				
事業者名			担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 ー	TEL:	FAX:	電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)				

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(出前講座等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人権講演会、人権展等)
- ⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業(人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。